

令和3年3月3日

余裕期間制度(フレックス方式)試行要領の制定について

本組合では、工事の品質の確保や担い手の中長期的な確保など建設業の働き方改革を推進する取り組みの一環として、本組合が発注する建設工事におきまして、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度(フレックス方式)を令和3年3月より試行導入することとしました。

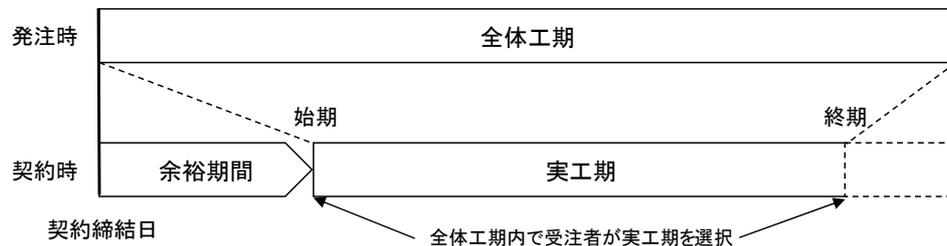


図 余裕期間制度(フレックス方式)イメージ

なお、詳細につきましては名古屋港のホームページにて実施要領を公表しておりますので、ご覧ください。

URL : https://www.port-of-nagoya.jp/business/nyusatsu_keiyaku_koji/1001015.html

【お問合せ先】
名古屋港管理組合建設部技術管理課
担当 城
TEL 052-654-7941